

住家被害認定調査支援システム導入業務プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、住家被害認定調査支援システム導入業務の受託者選定について、実績、専門性、技術力等を総合的に評価し、契約の相手方として最も適切な事業者を選定するため、本業務に係る一般公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 内容

別紙「住家被害認定調査支援システム導入業務に係る仕様書」のとおり

(2) 契約方法

一般公募型プロポーザル方式による随意契約

(3) 提案上限金額

3, 935, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとする。上限額を超える額で提案を行った事業者は失格とする。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 本プロポーザルの公告日において、清須市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 本プロポーザルの公告の日から受託事業者決定の日までの間、清須市から指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 本プロポーザルの公告の日から受託事業者決定の日までの間、「清須市が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年清須市訓令第3号）」による排除措置を受けていない者であること。

(6) 愛知県内の地方公共団体に当該システムを導入している実績があること。また、現在も運用が継続しているシステムであること。

(7) 情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001 もしくは一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの認証を取得していること。

4. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。ただし、本市の都合により変更する場合がある。

公告日.....	令和8年7月29日（水）
質疑提出期限.....	令和8年8月 5日（水）午後4時まで
質問回答期限.....	令和8年8月12日（水）午後4時まで
参加意志表明書提出期限.....	令和8年8月20日（木）午後4時まで
参加資格確認結果通知.....	令和8年8月27日（木）午後4時まで
企画提案書提出期限.....	令和8年9月16日（水）午後4時まで
プレゼンテーション審査.....	令和8年9月28日（月）
審査結果通知.....	令和8年9月30日（水）
契約協議.....	令和8年10月1日（木）～

5. 質問に関する事項

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（任意様式）を次のとおり提出すること。

（1）質問方法

「12. 問い合わせ先」の担当に電子メールにて提出すること。なお、提出する場合は、担当に対して電話での着信確認を行うこと。また、件名には「住家被害認定調査支援システム導入業務一般公募型プロポーザルに関する質問（事業者名）」と記載すること。

（2）回答方法

質問に対する回答は、期日までに質問者を非公開の上、清須市ホームページにおいて公開する。

6. 必要書類の提出

（1）提出書類

提出書類 記載すべき事項

① 参加表明書 【様式1】

② 提案者概要書 【様式2】

- ・直前決算時の貸借対照表を添付すること。
- ・情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001もしくは一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの認証取得の登録証の写しを添付すること。

③ 業務実績書 【様式3】

- ・「3. 参加資格」の（6）に示す実績について新しい年度の実績から抽出し最大5件まで記載すること。

④ 企画提案書 【任意様式】

- ・提案書は原則A4横置き横書き上辺綴じ35ページ以内（ただし、表紙と目次は除く）とし文字サイズは10.5ポイント以上で両面印刷とすること

- ・図表等については必要に応じてA3版でも可とするが、その場合片面印刷で折込みとしA4版2ページとしてカウントすること。

- ・表紙と目次を除きページ番号を付すこと。

- ・次の各号に掲げる内容を項目ごとに記載すること

1. 本業務に対する取り組み

- (1) 提案コンセプト

- (2) 実施体制・導入スケジュール

2. システム概要

- (1) システム構成

＊本システムの構成を説明するとともに、調達範囲とするハードウェアがあれば提案してください。

- (2) 住家被害認定調査支援機能

- (3) 罹災証明書発行機能

＊調査計画策定から罹災証明発行まで一連の流れに沿い、御社システムの特徴的機能の説明をしてください。

- (4) 被災者台帳作成・管理機能

＊罹災証明書発行以降の各種支援業務効率化に寄与する機能について提案をしてください。

3. セキュリティ対策

4. サポート体制

5. 運用に要する経費

運用期間（令和9年4月1日から令和14年3月31日）に必要な費用について提案すること。また、災害時における運用においてライセンスの増加等追加で費用が発生する場合においても金額を提示すること。なお、災害時に想定するシステム規模は、仕様書6（1）システム構成を参照すること。

6. 独自提案

＊仕様がない機能、他業務に連携する機能、平時でのシステム活用など独自の提案があれば、提案してください。

- ⑤ システム機能要件表

システム機能要件表【様式4】

- ・記載されている項目について、提案システムが標準実装の場合は

「◎」、代替運用による対応の場合は「○」、有償カスタマイズで対応可能な場合は「△」、対応不可の場合は「×」を記載すること。

- ・代替案を記載する場合には、備考欄にその旨を記載すること。有償カスタマイズの場合は本業務の見積金額に含めること。

- ⑥ 見積書 見積内訳書【様式5】

(2) 提出部数

提出書類 記載すべき事項

① ～③、⑤、⑥ 1部、④ 8部（正 1部・副 7部）

・副本は、社名・ロゴマーク等、参加者が特定される事項を記載しないこと。

（３）提出方法

「１２．問い合わせ先」の担当に持参または郵送（期限必着）にて提出すること。また、併せて提出書類のPDFデータを「１２．問い合わせ先」記載のメールアドレス宛に送付すること。

７．審査方法

審査における評価項目、評価基準、配点及び採点基準は、「評価基準と配点（別表）」のとおりとする。審査委員会は、別表１に従い評価を行い採点し、７名の審査委員会委員が採点した総点数を合計した点数（総合点）により各提案者の順位を決定する。

８．審査結果

期日までに、清須市ホームページで公表するとともに、参加者全員に、電子メールで通知する。なお、審査内容・経過については公表しない。

また、結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

９．契約締結

- （１）契約の締結にあたっては、審査された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者として選定された者と市が協議及び調整を行い、契約締結に向けて交渉するものとする。
- （２）交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次の順位の企画提案者と同様の交渉を行うこととする。
- （３）受託候補者として選定された者が、「１０．失格事項」に該当することが判明した場合、選定を取り消すこととする。その場合、次の順位の企画提案者と交渉を行うこととする。

１０．失格事項

受託候補者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とする。

- （１）「３．参加資格」を満たさなくなった場合
- （２）受付期間内に所定の書類等を提出しなかった場合
- （３）提出書類等に虚偽の記載があった場合
- （４）見積額が「２．業務概要（３）提案上限額」を超えている場合
- （５）評価点が７００点に満たない場合
- （６）審査の公平性を害する行為又は不正若しくは不誠実な行為があったと認められる場合

1 1. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 各種書類の提出後は、提出書類に記載された内容について、本市の同意なく変更することは認めないものとする。
- (3) 提出書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外に使用しないが、必要な範囲において複製する場合がある。
- (5) 提出書類は、清須市情報公開条例（平成17年清須市条例第10号）に基づく公開請求により、公開する場合がある。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 2. 問い合わせ先

〒452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地

清須市役所 本館3階 税務課 担当者：川村

電話 (052) 400-2946 (直通)

電子メール zeimu@city.kiyosu.lg.jp